

オープンカウンター実施要領

令和元年6月4日改訂

1 オープンカウンター方式とは

少額の物品購入、役務の提供等における契約で、発注者が見積りの相手方を特定せず、広く見積書の提出を募る方式です。

2 参加資格

原則として、国土交通省競争参加資格（全省庁統一）で北海道地域の競争参加資格の有無に限らず、十分な履行能力を有していれば、誰でも参加できます。

ただし、北海道開発局長から指名停止を受けている期間中は参加できません。

3 見積依頼書等の公開について

見積依頼書等（仕様書、公示用設計書等を含む、以下同じ）の公開は原則として、帯広第2地方合同庁舎 分庁舎2階の契約課調達スタッフカウンターで、毎週火曜日の9時00分から翌週月曜日の17時00分まで行います。（これ以外の日程で随時公開することもあります）

閲覧の際、備え付けの「見積依頼書等閲覧カード」に必要な事項を記載し担当者に提出して下さい。「見積依頼書等閲覧カード」を提出しなかった方の見積りは無効となります。

池田河川事務所、広尾道路事務所、足寄道路事務所、鹿追地域農業開発事業所、十勝ダム管理支所、札内川ダム管理支所が履行場所となるものは、それぞれの事務所・事業所・ダム管理支所でも、同様に見積依頼書等を公開します。

なお、日程及び件名についてはホームページでも公開しており、見積依頼書等（公示用設計書、仕様書等）を電子メールで入手できるようになりました。

詳しくは、「オープンカウンター方式の見積依頼書等が電子メールで入手できます。」をご覧ください。

4 見積書の受付について

見積依頼書等を公開している期間中、見積書を受け付けます。見積書は契約課調達スタッフに設置してある投函箱に投函してください。

見積書は契約課調達スタッフのみで受付します（事務所・事業所・ダム管理支所で閲覧した案件についても、見積書は契約課調達スタッフのみの受付となります）。

なお、郵送及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による見積書の提出を認めます。その場合、見積書入りの封筒の裏に件名、自己の氏名（会社名）を記入し、契約課調達スタッフ宛に送付願います。

5 参加にあたっての留意事項

- (1) 見積書は紙によって提出してください。
- (2) 見積金額は、消費税額を含めた金額で記載してください。
- (3) 物品調達に係る見積の場合は、合計額のほか、品目ごとの単価（税込）を記載してください。納入する物品は仕様書及び公示用設計書で指定した規格等と同等以上とします。「同等以上」については、見積書提出前に契約課調達スタッフに確認してください。
- (4) 次のいずれかに該当する見積書は無効とします。
 - ア 同一人が見積もった金額の異なる二通以上の見積書
 - イ 見積参加者が協定して見積もった見積書
 - ウ 金額を訂正した見積書
 - エ 代表者（委任状がある場合は委任された代理人）名及び押印のない見積書
 - オ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭な見積書

- カ 前各号のほか仕様書等の条件に反した見積書
 - キ 郵送等で見積書の提出をする場合で、見積依頼書に記載する見積書提出日時までに到着しなかった見積書
- (5) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできません、

6 決定の方法及び通知

開札は、見積依頼書に記載された日時（原則投函期限日の翌日火曜日）に、行います。

有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方として決定します。決定者には、その旨、速やかに通知します。また、決定結果は、契約課調達スタッフにて閲覧することができます。

なお、最低価格の見積書が二通以上あった場合は、くじ引きにより決定します。くじ引きの日程は電話により連絡しますが、くじ引きに参加できない場合は、契約事務処理に関係のない職員が、代わってくじを引きます。

7 再見積について

全見積者が予定価格を超過した場合、見積者を提出された方に再度見積書の提出をお願いすることがあります。

8 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

契約の履行に当たり、下記事項を遵守してください。

- ① 本件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託先等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- ② ①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- ④ 本件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

9 担当窓口

北海道開発局帯広開発建設部

〒080-8585 帯広市西5条南8丁目 契約課調達スタッフ

(直通) TEL 0155(24)3198 Fax0155(24)4868